

昭和三十三年政令第三百三十一号

駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令

内閣は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）第二条、第八条、第九条第三項及び第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 駐留軍関係離職者等対策協議会（第三条―第七条）
第三章 駐留軍関係離職者等に対する特別措置（第八条―第十一条）

附則

第一章 総則

（離職事由）

第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法（以下「法」という。）第二条本文に規定する政令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。
一 法第二条第一号又は第二号に掲げる者につき、その者が従事する業務の消滅又は業務量の減少
二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき日本国に駐留していたアメリカ合衆国の軍隊（以下単に「アメリカ合衆国の軍隊」という。）がその維持のためにする調達に応じている個人又は法人に雇用される者につき、当該個人又は法人の責に帰すべからざる理由による当該調達の消滅又は調達量の減少

第二条 法第二条第八号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。
一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）第十五条第一項（㉒）に規定する諸機関が雇用する者
二 地位協定第二条又は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第二条に基づき日本国がアメリカ合衆国に対し使用を許した施設及び区域内でアメリカ合衆国の軍隊がその維持のためにする調達に応じている個人又は法人が雇用する者であつて、当該施設又は区域内で当該調達に係る業務に従事するもの

三 前号に掲げる者のほか、個人又は法人がその事業場の一において、もつぱら、アメリカ合衆国の軍隊がその維持のためにする調達に応ずるための業務を行つていて、当該個人又は法人が雇用する者であつて、当該事業場で業務に従事するもの
第二章 駐留軍関係離職者等対策協議会（会長代理）
第三条 中央駐留軍関係離職者等対策協議会（以下「中央協議会」という。）に会長代理一人を置く。
二 会長代理は、委員のうちから、会長が指名する。
三 会長代理は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（専門委員の任期）
第四条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（幹事）
第五条 中央協議会に、幹事二十人以内を置く。
二 幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
三 幹事は、中央協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
四 幹事は、非常勤とする。
（事務局）
第五条の二 事務局に、事務局長、参事官一人その他所要の職員を置く。
二 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。
三 参事官は、事務局長の命を受けて、局務の重要事項に係るものを総括整理する。
（雑則）
第六条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
（地方協議会に要する経費の補助）
第七条 法第九条第三項に規定する国の補助は、厚生労働大臣の定める基準に該当する都道府県又は市町村の駐留軍関係離職者等対策協議会（以下「地方協議会」という。）で厚生労働大臣の承認を受けたものにつき、行うものとする。
二 前項の場合において、国が補助する額は、地方協議会の設置運営に要する経費のうち、厚生労働大臣が必要と認める経費の二分の一以内とする。

第三章 駐留軍関係離職者等に対する特別措置
（在職期間）
第八条 法第十五条第一項に規定する政令で定める期間は、六月とする。

（在職期間）
第八条 法第十五条第一項に規定する政令で定める期間は、六月とする。

（在職期間）
第八条 法第十五条第一項に規定する政令で定める期間は、六月とする。

（在職期間が特別給付金の支給の要件となる在職期間に合算される労働者）
第八条の二 法第十五条第二項第二号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。
一 第二条第一号に該当する者
二 連合国の軍隊に労務を提供するために国が雇用していた者
三 連合国の軍隊、国際連合の軍隊又はこれらの軍隊の諸機関が雇用していた者（法第二条第六号に掲げる者を除く。）
四 奄美群島（鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以南にあるものをいう。）において昭和二十七年四月二十八日から昭和二十八年十月二十四日までの間にアメリカ合衆国の軍隊又はその諸機関が雇用していた者
五 小笠原諸島（嬬婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の島及び南鳥島を含む。）において昭和二十七年四月二十八日から南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間に軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第四百七十七号）第二条第一号に掲げる者に該当していた者
（重複した在职期間の取扱）
第八条の三 法第十五条第二項の在職期間の合算は、同項の規定の適用を受ける者が同一の期間に重複して同項第一号又は前条各号に該当する者として在職していたときは、当該重複して在職していた期間については、当該重複して在職のうちの一の在職に係る期間のみについて行なうものとする。
（勤務を要しない日）
第八条の四 法第十五条第四項及び第十七条第二項に規定する勤務を要しない日は、日曜日その他これに準ずる防衛省令で定める日とする。

（離職理由）
第九条 法第十五条第一項に規定する政令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

（離職理由）
第九条 法第十五条第一項に規定する政令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

（離職理由）
第九条 法第十五条第一項に規定する政令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該労働者が従事する業務の消滅又は業務量の減少
二 その他他の人員整理及びこれに準ずるもので防衛大臣が財務大臣と協議して定めるもの
三 業務上の傷病
（特別給付金の額）
第十条 法第十五条第一項に規定する特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に係る特別給付金の額は、第二表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。
一 一定年による退職の日以後再雇用された者で法第十五条第一項に規定する理由（前条第三号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職を余儀なくされたもの
二 前条第二号に掲げる理由のうち防衛大臣が指定するものの発生に伴い離職を余儀なくされた者

（特別給付金の額）
第十条 法第十五条第一項に規定する特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に係る特別給付金の額は、第二表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

（特別給付金の額）
第十条 法第十五条第一項に規定する特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。

（特別給付金の額）
第十条 法第十五条第一項に規定する特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。

Table with 2 columns: 項 (Category) and 額 (Amount). It lists various employment periods and their corresponding special payment amounts in Japanese Yen.

十七三十一一年以上三十三年末	百四十八万七千円
十八三十三一年以上三十五年末	百六十四万円
十九三十五年以上	百七十九万三千円

項	離職の日までの在職期間	特別給付金の額
一	一年以上三年未満	十万七千円
二	三年以上五年未満	十一万八千円
三	五年以上七年未満	十三万五千円
四	七年以上九年未満	十五万二千円
五	九年以上十一年未満	十八万千円
六	十一年以上十三年未満	二十一万二千円
七	十三年以上十五年未満	二十四万三千円
八	十五年以上十七年未満	二十八万七千円
九	十七年以上十九年未満	三十三万四千円
十	十九年以上二十一年未満	三十九万四千円
十一	二十一年以上二十三年未満	四十五万八千円
十二	二十三年以上二十五年未満	五十二万七千円
十三	二十五年以上二十七年未満	六十万二千円
十四	二十七年以上二十九年未満	六十八万二千円
十五	二十九年以上三十一年未満	七十六万九千円
十六	三十一年以上三十三年末	八十六万円
十七	三十三年以上三十五年末	九十五万二千円
十八	三十五年以上	百四万五千円

(特別給付金の支給の申請等)

第十一条 法第十五条第一項の特別給付金の支給を受けようとする者は、特別給付金支給申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 防衛大臣は、前項の申請書の提出を受けたときは、支給すべき特別給付金の有無を決定し、遅滞なく、当該申請者に通知しなければならない。この場合において、支給すべき特別給付金があるときは、その額を併せて通知しなければならない。

(権限の委任)

第十二条 前条第二項に規定する防衛大臣の権限は、防衛省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。(防衛省令への委任)

第十三条 法及びこの政令に別段の定めのあるもののほか、特別給付金の支給について必要な事項は、防衛省令で定める。

附則 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十五年六月二三日政令第一七一号)

この政令は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律(昭和三十五年法律第百二号)の施行の日から施行する。

附則 (昭和三十六年七月一日政令第二三六号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年一〇月二〇日政令第四一四号)

この政令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

附則 (昭和三十八年五月一六日政令第一六五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十九年五月二五日政令第一六三号)

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十九年一月一日以後の離職又は死亡に係る特別給付金について適用する。

附則 (昭和四一年八月一五日政令第二八七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年五月二七日政令第七八号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年六月三〇日政令第一六一号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十二年七月一日から施行する。

附則 (昭和四二年七月二〇日政令第一九九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年三月二九日政令第四六号) 抄

1 この政令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和四三年六月二四日政令第二一四号)

この政令は、昭和四十三年六月二十六日から施行する。

附則 (昭和四三年一〇月一八日政令第三〇九号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第八条の二第四号の規定は、昭和四十三年六月二十六日以後の離職又は死亡に係る者について適用する。

附則 (昭和四四年四月一日政令第六八号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四四年四月一日政令第六九号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令第七条の三第一項及び炭鉱離職者臨時措置法施行令第一条第一項の規定は、昭和四十四年四月一日から適用する。

附則 (昭和四四年一二月一八日政令第三〇二号) 抄

1 この政令は、昭和四十五年一月一日から施行する。

附則 (昭和四五年三月三一日政令第三九号) 抄

1 この政令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和四六年三月二九日政令第四三三号) 抄

1 この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附則 (昭和四七年三月三一日政令第五二号) 抄

1 この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和四七年五月一日政令第一五七号) 抄

この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日(昭和四十七年五月十五日)から施行する。

附則 (昭和四七年五月一五五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年三月三一日政令第三四四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附則 (昭和四八年一〇月二四日政令第三三二号)

この政令は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行の日(昭和四十八年十二月一日)から施行する。

附則 (昭和四九年四月一日政令第九五号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年三月一〇日政令第二六号)

この政令は、雇用保険法の施行の日(昭和五十年四月一日)から施行する。

附則 (昭和五一年三月三〇日政令第三九号) 抄

1 この政令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和五二年三月三一日政令第五二二号) 抄

1 この政令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和五三年四月一日政令第八二二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令第七条の三及び炭鉱離職者臨時措置法施行令第一条の規定は、昭和五十三年四月一日以後の日に係る就職促進手当の日額について適用し、同日前の日に係る就職促進手当の日額については、なお従前の例による。

附則 (昭和五三年四月五日政令第一〇九号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十条の規定は、平成十年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十一年三月三十一日政令第一〇一号)

1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

2 この政令の施行の日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十一年一月二日政令第三五九号)

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年六月七日政令第三〇九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成二十二年六月七日政令第三二六号)

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十四年三月二十九日政令第九一号)

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年一月四日政令第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年一月九日)から施行する。

附 則 (平成十九年四月一日政令第一四七号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成十九年八月二〇日政令第二七〇号)

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月一日)から施行する。